

第2章 上位・関連計画の位置づけ

(1) 第六次新居浜市長期総合計画

(令和3(2021)年3月策定、計画期間；令和12(2030)年度まで)

ア. 将来都市像

—豊かな心で幸せつむぐ—
人が輝く あかがねのまち にはいま

イ. 目標人口

111,000人(令和12(2030)年)

(令和22(2040)年まで人口10万人、令和42(2060)年に人口9万人を維持)

ウ. まちづくりの目標

- 目標1：未来を創り出す子どもが育つまちづくり
(子育て・教育)
- 目標2：健康で、いきいきと暮らし、支えあつまちづくり
(健康・福祉)
- 目標3：活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が生み出されるまちづくり
(経済・雇用)
- 目標4：安全・安心・快適を実感できるまちづくり
(都市基盤・防災・防犯・消防)
- 目標5：人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学びあつまちづくり
(人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ)
- 目標6：人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり
(地球環境・生活環境・上下水道)

計画の推進(持続可能なまちづくりの推進) (行財政運営)

エ. 重点プロジェクトの体系

「第2期新居浜市総合戦略(令和4年10月改訂)」の4つの基本目標、目標ごとに定める具体的な施策を「重点プロジェクト」として位置づけます。

「第2期新居浜市総合戦略」の目指す都市像と4つの基本目標と具体的な施策

目指す都市像 ~住みたい、住み続けたい、あかがねのまちを目指して~

基本目標1 新たな雇用の創出と産業を支える人づくりに努め、地元産業を振興します

- 1-1 ものづくり産業の振興
- 1-2 新産業の創出、創業への支援
- 1-3 地元産業の振興
- 1-4 住友各社との連携強化と企業誘致の促進

基本目標2 居住地・観光地としての魅力を高め、関係人口を創出し、交流人口・定住人口を拡大します

- 2-1 移住・定住の促進
- 2-2 交流人口の拡大
- 2-3 関係人口の創出・拡大

基本目標3 浜っ子を增やすため、結婚・出産・子育て支援を充実するとともに、健康長寿社会を実現します

- 3-1 少子化対策の充実
- 3-2 子育て支援の充実
- 3-3 教育環境の整備
- 3-4 健康寿命の延伸

基本目標4 市域・組織を越えた連携を進め、地域特性を踏まえた時代に合ったまちづくりを推進します

- 4-1 時代に合ったまちづくりの推進
- 4-2 健康で豊かな生活が送れるまちづくりの推進
- 4-3 安全・安心のまちづくりの推進
- 4-4 協働のまちづくりの推進
- 4-5 3市(新居浜・西条・四国中央)連携の推進

(2) 新居浜市国土強靱化地域計画

(令和2(2020)年8月改定、目標年次；令和7(2025)年度まで)

ア. 基本理念

国土強靱化の趣旨を踏まえ、人・生活・産業を守るため、防災・減災対策を中心として、国や愛媛県、市民や民間事業者等が一体となって、強く、しなやかで活力ある地域づくりをすすめることにより、子どもからお年寄りまで誰もが光り輝き、健康で安全・安心に生活ができる、住んでいてよかったと心から思えるまち『強く、しなやかで、人が輝く あかがねのまち』を目指す。

イ. 基本目標

- 1 すべての人命の確保が最大限に図られること。
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること。
- 4 すべての被害の迅速な復旧復興が図られること。

ウ. 事前に備えるべき目標

- 1 人命の保護が最大限に図られること。
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること。
- 3 必要不可欠な行政機能は確保すること。
- 4 必要不可欠な情報通信機能は確保すること。
- 5 経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせないこと。
- 6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること。
- 7 制御不能な二次災害を発生させないこと。
- 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること。

(3) 新居浜市都市計画マスタープラン

(令和3(2021)年3月策定、目標年次；令和22(2040)年度まで)

ア. 基本目標

- 1 利便性が高い都市拠点等の連携による集約型のまちづくり
- 2 定住促進や若者・子育て世代の流入につながる居住魅力あるまちづくり
- 3 地域資源の活用と協働による、魅力と活力あるまちづくり
- 4 誰もが安心して暮らせる防災・減災のまちづくり
- 5 将来の環境変化を生かすスマートなまちづくり

イ. 都市構造の方針

- 1 都市拠点等における都市機能の維持・増進と連携強化
- 2 都市機能集積や公共交通利便性を生かした拠点周辺の居住機能の維持・更新
- 3 各地域の特色ある地域資源を生かした居住環境とコミュニティの維持

ウ. 土地利用の方針

■適正でコンパクトな土地利用の誘導（立地適正化計画制度の運用）

立地適正化計画に基づき、都市拠点等を中心とした都市機能誘導区域への都市機能誘導施設の立地誘導と、周辺の居住誘導区域における人口密度の維持の推進を図ります。

また、用途地域周辺部などの既成市街地内にある用途白地地域については、都市機能誘導区域や居住誘導区域の役割を踏まえながら、周辺との調和を図りつつ用途地域への指定を行い、適正な土地利用を図ります。

■地域の実情に応じた適切な土地利用方針（用途地域及び特定用途制限地域）

用途地域においては、本市における土地利用の現況及び課題に対応するため、より合理的で調和のとれたまちづくりに必要な見直しを行います。

特定用途制限地域においては、良好な環境の形成・保全を図る観点から、特定の建築物の立地を制限しつつ都市の発展と産業の振興を図るために必要な見直しを行います。

(4) 新居浜市地域公共交通網形成計画

(令和5(2023)年3月改定、目標年次；令和5(2023)年度まで)

ア. 基本理念

いつまでも暮らしやすいまちを支える、使いやすい持続可能な公共交通網の形成

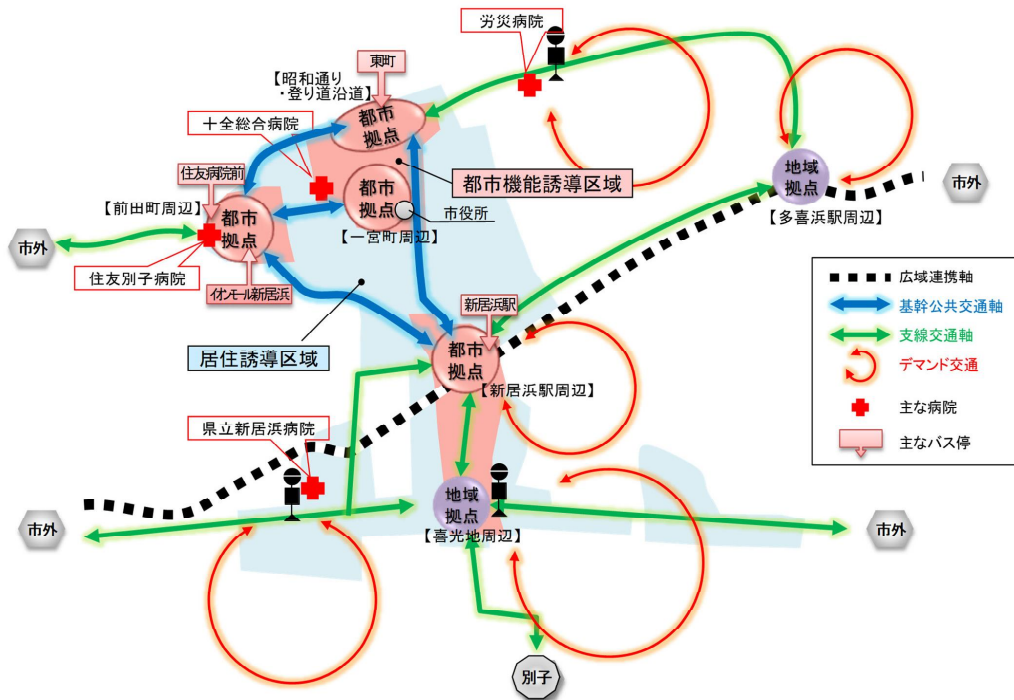
イ. 公共交通網の将来像

市外・県内外との移動を支える広域交通軸に加え、市民生活を支える交通軸として、立地適正化計画で設定する都市機能誘導区域内の都市拠点を結ぶ『基幹公共交通軸』、市の郊外部や隣接市とJR新居浜駅等の拠点を結ぶ『支線軸』、基幹公共交通軸や支線軸までアクセスする『デマンド交通』の3つにより、市内外の移動を支えるネットワークを目指します。

ウ. 地域公共交通網形成計画の基本方針

- コンパクトなまちづくりを先導する公共交通網の形成
- 便利で使いやすい公共交通網の形成
- 市民・交通事業者・行政の協働による公共交通の維持

図表 地域公共交通網の将来像



基幹公共交通軸

新居浜駅周辺、前田町周辺、一宮町周辺、昭和通り・登り道沿道など、都市拠点地区を結ぶ軸を基幹公共交通軸として位置付けます。拠点へのアクセス性や拠点間の周遊性を確保するための高いサービスを目指します。

支線軸

市の郊外部や隣接市とJR新居浜駅等の拠点を結ぶ軸を支線軸と位置付けます。基幹公共交通軸までアクセスできるようにし、拠点へのアクセスを確保するようにします。

デマンド交通

公共交通空白地域では、デマンド型交通によって、基幹公共交通軸や支線軸までアクセスできるようにし、拠点へのアクセスを確保するようにします。

(5) 新居浜市公共施設再編計画

(平成 30 (2018) 年 9 月策定、目標年次；令和 39 (2057) 年度まで)

ア. 基本方針

■基本方針

- まちづくりと連携した公共施設の適正配置
- 施設保有量の適正化
- 既存施設の長寿命化と有効活用
- 施設の安全性の確保
- 公共サービスの適正化とサービス水準の向上

■数値目標

今後 40 年間で 569 億 2,000 万円の削減が必要であり、14 億 3,300 万円/年、将来費用の 30%の削減を数値目標として設定します。

イ. 施設類型別の管理に関する基本方針

施設分類	施設区分	類型別の管理に関する方針
生涯学習施設	社会教育施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、複合化、多目的化や規模縮小についても検討します。
	芸術文化施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、老朽化による市民文化センターの更新計画について検討します。
	スポーツ施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、総合運動公園構想に基づき、複合化、集約化について検討します。
	その他の施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、廃止について検討します。
学校教育施設	義務教育施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、長寿命化計画の策定を踏まえて、児童数・生徒数の見通しや老朽化の状況などにより、規模縮小や統廃合、他施設との複合化についても検討します。
	幼稚園	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、廃止について検討します。
	その他の施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、他施設との複合化について検討します。
福祉施設	児童福祉施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、統廃合や規模縮小、他施設との複合化についても検討します。
	高齢者福祉施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、他施設との複合化について検討します。
	障がい者福祉施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、他施設との複合化について検討します。
	その他の施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通し、老朽化の状況などにより、他施設との複合化について検討します。
環境衛生施設	ごみ処理施設	継続利用(現状維持)を基本とします。
	し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥の共同処理施設を下水処理場に整備し、現施設については廃止を検討します。
	下水処理施設	継続利用(現状維持)を基本とします。
	斎場等	継続利用(現状維持)を基本とします。
産業振興施設	産業支援施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、施設の利用実態や利用見通しなどにより、民間譲渡について検討します。
	観光施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、観光振興計画に基づき、施設整備を検討します。
	港湾施設	継続利用(現状維持)を基本としますが、更新時には施設の利用実態や利用見通しなどにより、規模縮小について検討します。
	その他の施設	継続利用(現状維持)を基本とします。
事務所等	中央機関	継続利用(現状維持)を基本としますが、老朽化による市庁舎の機能更新について検討します。
	地域機関	継続利用(現状維持)を基本としますが、更新時には施設の利用実態や利用見通しなどにより、統廃合についても検討します。また、消防分団詰所については、団員定員数などを再検討する際に、再編についても検討します。
市営住宅	市営住宅	長寿命化計画の見直しを踏まえて、立地適正化計画の居住誘導区域への集約化を検討します。

(6) 新居浜市地球温暖化対策地域計画

(令和3(2021)年3月策定、目標年次；令和12(2030)年度まで)

ア. 温室効果ガス削減目標

- 2030年度までに2013年度比で温室効果ガス総排出量を35.8%削減
- 2050年度までには総排出量実質ゼロを目指します。

イ. 施策の体系

基本方針	主要施策	関連するSDGsの目標
1 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換	1 市民の省エネルギー行動の推進	
	2 CO ₂ の見える化の推進	
	3 地産地消、旬産旬消の推進	
2 環境と事業の両立	1 環境に配慮した事業活動の促進	
	2 環境と調和した産業の創出・育成	
	3 環境活動優良事業者の支援	
	4 市役所の率先行動	
3 自分で考え行動できる人の育成	1 環境教育・環境学習の推進	
	2 環境配慮行動の支援	
	3 環境教育・環境学習を支える人材の育成	
	4 連携・協働の仕組みづくり	
4 効率的なエネルギー利用の促進	1 省エネルギー・高効率設備等の普及促進	
	2 住宅・建築物の省エネルギー化の促進	
	3 新たなエネルギーの利活用に向けた検討	
5 再生可能エネルギーの利活用促進	1 再生可能エネルギーの普及促進	
	2 太陽エネルギーの利用拡大	
	3 バイオマスエネルギーの利用拡大	
6 人や環境にやさしい交通の実現	1 公共交通の利用促進	
	2 自転車の利用促進	
	3 低燃費・低公害車の普及促進	
	4 エコドライブ実践の普及促進	
7 みどり豊かな環境の整備	1 緑化の推進	
	2 森林・農地の保全	
	3 森林資源の利活用促進	
8 循環型社会の構築	1 ごみの発生抑制・排出抑制の推進	
	2 ごみの再資源化・再利用の推進	
	3 適正な廃棄物処理の推進	